山ノ手２号配水池解体工事（電気設備）

特記仕様書

四日市市上下水道局
平成２３年　９月

山ノ手２号配水池解体工事（電気設備）仕様書

四日市市上下水道局
平成２３年９月

第１章　総　則

（目　的）

第１条　　山ノ手配水池（2 号池）耐震補強に係る解体工事に伴い支障となる電気設備の撤去、仮設（一部移設）工事１式を行うもので、受注者は関連する土木工事業者とよく協議調整の上、工事が円滑に施工を計画すること。また、本市工事執行規則及び本仕様書を遵守して施工するものとする。

（工　期）

第２条　　平成２４年　２月２９日　限り

（設計図書優先順位）

第３条　　設計図書等相互に差異がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

(1)　質問回答書及び協議指示書
(2)　特記仕様書
(3)　設計図面
(4)　三重県公共工事共通仕様書

（疑義の解釈）

第４条　　本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合はすべて本局の解釈のとおりとする。

第５条　　（仕様書の詳細）

５－1 本特記仕様書は、工事仕様の大要を記載するものでその詳細については装置一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。

５－2 受注者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められるものは受注者の責任において請負額に増減なく施工するものとする。

５－3 負荷の性質、特性を十分配慮の上設計製作するものとし、納入機器の製造者が異なる場合は特に密接なる連絡をとって全体として調和のとれたものとして納入のこと。

（現場代理人）

第６条　　電気工事施工管理技士の配置を求める。工場製作期間を伴う工事にあって、その期間において現場施工時に配置する者と異なる技術者を配置しようとする場合は、契約締結時に別途所定の書式により届出ること。

（保　険）

第７条　　受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物補償特約を含む）、その他の損害保険等に付さなければならない。保険の加入時期は、原則として工事着手時とし、終期は工事完成後 14 日とする。

（関係官公庁への諸手続）

第８条　　工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

（下請工事施工）

第９条　　据付・配線工事等の一部を下請業者で施工する場合はできる限り本市の市内業者で施工すること。

（承諾図書）

第１０条　　本工事施工に必要な使用材料・施工図１式を監督職員に３部提出し承諾を受けること。

（完成図書及び取扱説明書）

第１１条　　完成図書及び取扱説明書は製本の上４部提出のこと。また、その構成及びサイズ等については本局の指示を受けること。

（工事写真）

第１２条　　工事着手前・施工中、及び完成時の写真を撮影し工事完成届と共に大きさをサービスサイズとしてＡ－４判写真帳に整理して１部提出のこと。なお、同写真を CD-R にて整理し提出すること。

（適用法令規格）

第１３条　　本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用のこと。

電気設備に関する技術基準
日本工業規格（ＪＩＳ）
電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
日本電機工業会標準規格（ＪＥＭ）
日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）
その他　関連法令、条例及び規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示するものとする。

（検査及び試験）

第１４条　検査及び試験は第１３条適用規格を基準としこれらに規格基準の制定なきものは本仕様書の該当事項及び本局の指示に従うものとする。

１４－1 工場試験

工場立会検査は行わない。但し、本工事で使用する主要材料については製作完了後社内試験成績書を提出し本局の承諾を受けること。

１４－2 現場試験

現場において施工される据付組立及び加工についての試験及び組合せ総合運転を行うもので監督職員の立合、確認を求めるものとする。

１４－3 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに共用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規定第８条６項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

１４－4 完成検査

本局との受渡に必要な試験検査であって本局の指示に従って実施すること。

（産業廃棄物）

第１５条　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

1. 産業廃棄物処理承諾願を提出すること。
2. 建設リサイクル法の対象となる工事については、契約書の別添文書の記載事項について工事担当課で確認を受けた上で、契約書に記載したものを総務課管財契約係に提出すること。

（工事実績情報サービス）

第１６条　受注者は、受注時において工事請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた上 10 日以内に登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、2,500 万円以上の工事については従来どおり）また、（財）の日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

（建設業退職金共済制度）

第１７条　受注者は、受注時において工事請負金額が 500 万円以上の工事については建設業退職金共済制度の掛金収納書を提出すること。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。

第１８条　施工地名

山ノ手配水池　　：四日市市　小古曽町　地内

第１９条

本工事は、下記の範囲一切を施工するもので、受注者は、設計図書を参照するとともに、監督職員と設計打合せを行い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を設計製作、据付の上、所定の配線・配管工事を行うものとする。また、設計図書は竣工図を参考に設計されており、実状と違う場合があるため工事の随所で監督員と協議して工事を進めること。

尚、撤去・仮設工事においては復旧工事が引き続き行われることを念頭に置き、復旧工事に支障の無い施工を心がけ、復旧工事に必要な資料は確実に引き継げるように整理しておくこと。

また、施工中、施設の停止を伴う場合はその期間を明確にし、監督員及び水源管理センターと協議すること。

施工範囲

1）電力・電灯・防犯設備・電話引込線、既設受水流量計、既設配水流量計、既設水位計、受入遮断弁、監視施設の配線経路変更の為の電源ケーブル、専用ケーブル、制御ケーブル、通信ケーブルの撤去及び仮設工事。

2）据付に必要な基礎及び架台工事

3）本設備に必要な配線・配管及び接地工事

4）その他上記に伴う諸工事

対象設備機器（配線つなぎ替え）

1）引込開閉器盤(既設流用)

2）保安器箱(既設流用)

3）テレメータ盤(既設流用)

4）防犯機器・防犯制御盤（既設流用）

5）計装盤（既設流用）

6）1 号配水池水位計、3 号配水池水位計（既設流用）

7）受水流量計(既設流用)

8）配水流量計(既設流用)２台

9）屋外照明設備水銀灯（既設流用）２台

盤の改造は別途とする。

不当介入に関する特記仕様書

先の工事に関して、下記の暴力団等による不当介入に関する事項を追加する。

記

暴力団等不当介入に関する事項

契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は次のとおりとする。

1　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２０年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2　暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

（1）断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

3　上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加者指名停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

環境配慮事項

1．本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。

2．騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。

3.機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音･低振動型作業機械の使用に努めること。

4．工事用重機・車輌の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。

5．本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。

6．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。

7．コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、　熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

8．提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　４月　１日
改正　平成２１年　４月　１日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交

わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

(研修・教育の実施)

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。